

第 10 回教育委員会

平成 29 年 4 月 11 日
午前 10 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

報告第 6 号 職員の人事について

報告第6号

職員の人事について

教育委員会教育長専決規則第2条により、教育長による急施専決を行ったので、同条2項の規定に基づき報告する。

平成29年4月6日付をもって、次のとおり人事異動を発令した。

記

1 教 頭

新任職	氏 名	現任職
大開小学校教頭	<small>きのした</small> 木下 <small>たかよし</small> 貴義	育和小学校首席

2 説 明

大開小学校教頭の再任用辞退に伴い、木下 貴義を任命する。

<p>ふりがな 氏 名</p>	<p>きのした たかよし 木下 貴義 (満38歳)</p>
<p>職 歴</p>	<p>摘 要</p>
<p>平成 14・ 4・ 1</p>	<p>大阪市立 苅田南 小学校 教 諭</p>
<p>平成 22・ 4・ 1</p>	<p>大阪市立 加賀屋東 小学校 教 諭</p>
<p>平成 27・ 4・ 1</p>	<p>大阪市立 加賀屋東 小学校 首 席</p>
<p>平成 29・ 4・ 1</p>	<p>大阪市立 育和 小学校 首 席</p>

(参考)

大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

（緊急時における専決）

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。